安全で環境と調和のとれた車社会の実現を目指して







国土交通省中部運輸局 自動車技術安全部のお仕事











国土交通省 中部運輸局

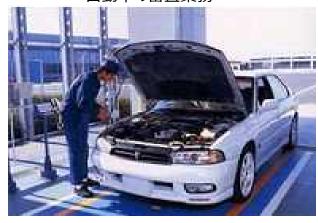
自動車は今や国民生活、社会活動に欠かせないものとして利用されていますが、自動車1台1台の使われ方も、ドライバー1人1人の自動車への想いも様々であるように、自動車の保守管理への取り組みもまちまちです。自動車の安全を確保し、環境への負荷をさらに低減することが求められる現在、自己管理責任だけで片付けるには多くの問題があります。

国土交通省の自動車技術系の職員は、これまで学校や仕事を通じて得た知識を活かして、自動車の構造・装置に関する安全・環境基準の策定や、自動車の審査・検査を通じて、これら自動車に関わる諸問題の解決に向けた取組を推進しています。

自動車を取り巻く環境についても同様に、自動車整備事業者の認証や自動車整備士技能検定試験の実施及び自動車運送事業者に立入り、基準に基づき適切に事業運営を行っているか監査を実施するなどの行政指導を通じて車社会全体の秩序維持に取り組んでいます。

自動運転車をはじめとした新技術に対しても、最新の技術開発を支援するとともに、国連の会議に参加し、海外政府機関と安全・環境基準について議論するなど、自動車技術系職員の活躍の場は世界に広がっています。

自動車の審査業務



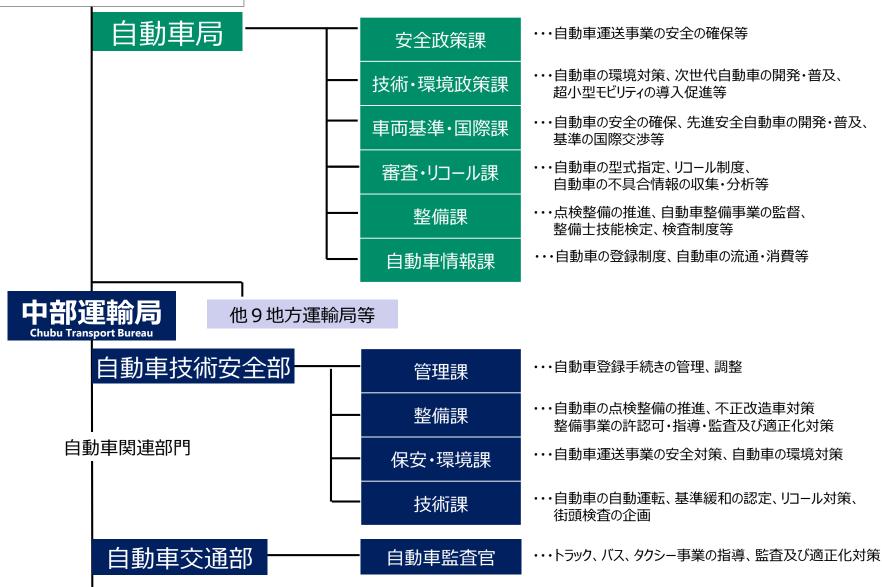
街頭検査 (軽油の抜取り調査)



自動運転車 (実証実験)







5運輸支局・7自動車検査登録事務所等

独立行政法人自動車技術総合機構

※独立行政法人自動車技術総合機構の行う自動車の検査業務については、独立行政法人自動車技術総合機構ホームページ参照。

自動車技術系職員 総職員 230名前後

正職員 約44%

構成比

◆運輸局、運輸支局、自動車検査登録事務所

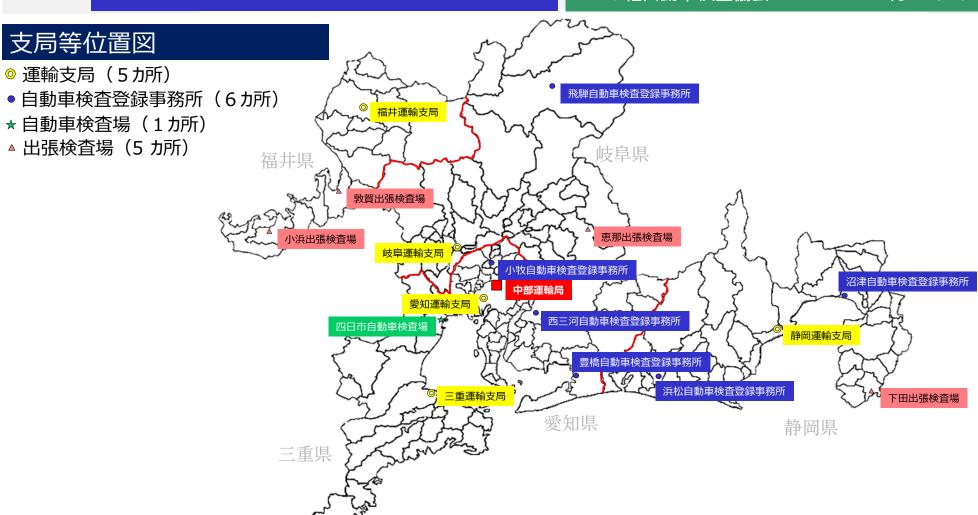
出向者等 約56%

◆独立行政法人自動車技術総合機構

中部検査部 : 約 45% 本部、交通安全環境研究所 : 約 4%

◆国土交通省(本省)等 :約 4%

◆軽自動車検査協会 : 約 3%



熊野出張検査場

背景(我が国の車社会)

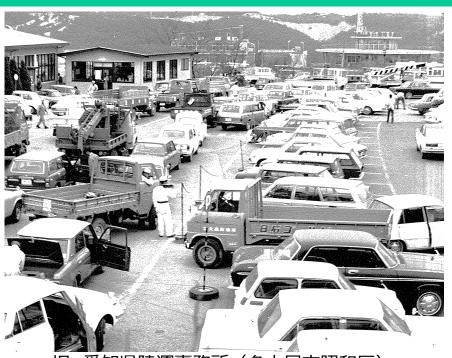
- 1. 日本の自動車保有台数は約8,200万台。
- 2. 車社会の成長とともに、自動車と経済・生活との結びつきは一 層強くなっており、同時に自動車に関する行政の役割も重要と なっています。
- 3. 自動車は走行中に事故を引き起こす危険性や、騒音・排ガスによる公害を招くおそれを内在しています。
- 4. 車社会を構成している個々の自動車について把握し、安全・環境をコントロールができるようにしておくことが社会的に求められています。



自動車が検査・登録を受けることによって、安全確保・公害防止が図られるとともに、個々の自動車の識別が可能となり、所有及び使用の実態が制度的に把握され、自動車は初めて社会的に認知された乗物となります。

自動車検査登録制度は、

巨大化していく車社会の秩序を支えています。



旧 愛知県陸運事務所(名古屋市昭和区) 昭和40年代当時



現在の自動車検査場 (小牧自動車検査登録事務所)

自動車が道路運送車両法に規定する 道路運送車両の保安基準に適合しているかを審査しています



検査申請の受付、自動車検査証の交付

国の業務

運輸支局または自動車検査登録事務所が実施

保安基準適合性審査

自動車技術総合機構の業務

検査部または事務所が実施



自動車整備事業の指導・監督

自動車整備事業の健全な発達を目指して、整備事業者に対して指導・監督を行っています

整備事業の種類

○認証整備工場(自動車特定整備事業)





(中部地区で約13,000工場)

- ・エンジン取り外しなど、安全上重要な整備を行う事業を営むためには国の認証が必要となります。
- ○指定整備工場(指定自動車整備事業)



(中部地区で約4,600工場)

- ・いわゆる「民間車検場」
- ・指定整備工場の指定を取得すると、継続検査(車検)の際、国の検査場に車を持ち込むことを省略できます。

点検整備関係

「自動車点検整備推進運動」を実施し、 点検整備の確実な実施を推進しています





大型車の脱輪事故等の整備不良による事故が相次いでいることから、事業者講習会などを通じて適切な点検・整備の励行を呼びかけています。

自動車整備士の育成

自動車整備に係る技能の向上を図るため、自動車整備 士養成施設(専門学校等)の指導・監督を行うとともに、 自動車整備士技能検定試験を行っています

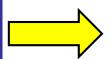




自動車運送事業の輸送の安全確保に向けた取組を推進しています

関係法令に従った事業者指導

- > 運行管理者制度の運用
- > 整備管理者制度の運用
- 事業用自動車の事故報告 (事故分析・再発防止対策)
- 自動車環境対策の制度運用 (補助金・街頭検査)



さらなる

取組の

事業用自動車総合安全プラン2020

- 1. 行政・事業者の安全対策の一層の推進と利用者を含めた関係者の連携強化による安全トライアングルの構築
- 2. 飲酒運転等悪質な法令違反の根絶
- 3. 自動運転・I C T 技術等新技術の開発・利用・普及の推進
- 4. 超高齢社会を踏まえた高齢者事故の防止対策
- 5. 事故関連情報の分析等に基づく特徴的な事故等への対応
- 6. 道路交通環境の改善

事業用自動車 総合安全プラン2025

- 1. 「新たな日常」における安全・安心な輸送サービスの実現
- 2. 抜本的対策による飲酒運転、迷惑運転等悪質 な法令違反の根絶
- 3. ICT、自動運転等新技術の開発・普及推進
- 4. 超高齢社会におけるユニバーサルサービス連携強化を踏まえた事故の防止対策
- 5. 原因分析に基づく事故防止対策の立案と関係者の連携による安全体質の強化
- 6. 道路交通環境の改善



ルール

法律 政令 省令 通達

輸送の安全確保

<u>ルールを守る</u> ルールを利用する

事業者 管理者 運転者 荷主 乗客 他の交通利用者

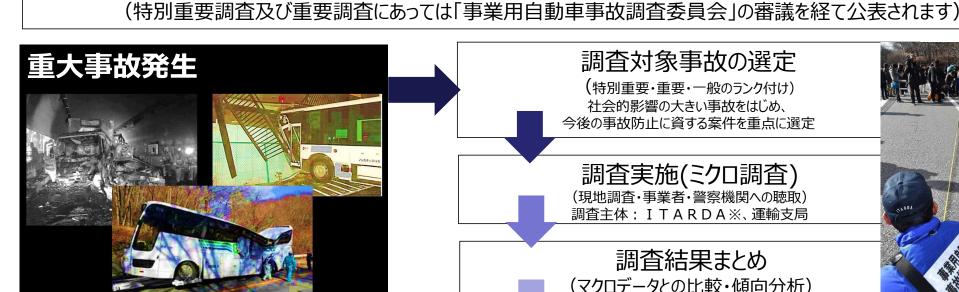
ルールを伝える

**」

丁政機関 講習・研修機関 診断機**

事業用自動車の事故要因分析調査(主務:保安・環境課)

事業用自動車が関係する重大事故について、同種の事故を二度と起こさないよう、 事故調査・要因の分析を行い、事故の再発防止対策を策定しています



調査対象事故の選定

(特別重要・重要・一般のランク付け) 社会的影響の大きい事故をはじめ、 今後の事故防止に資する案件を重点に選定

調査実施(ミクロ調査)

(現地調査・事業者・警察機関への聴取) 調査主体: ITARDA※、運輸支局

調査結果まとめ (マクロデータとの比較・傾向分析)



事故原因の究明・再発防止対策の策定

各種安全対策への活用

施策への反映

法令改正(安全基準策定) 先進安全自動車(ASV)の開発

事業者への指導

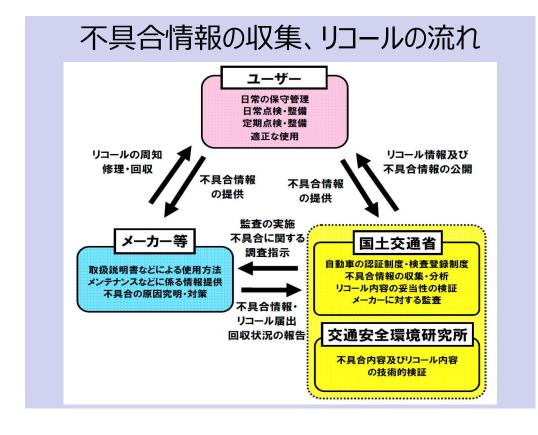
講習会等での指導 巡回指導・監査時の指導

※ITARDA:公益財団法人交通事故総合分析センター

相談窓口、自動車製作者・自動車販売会社への立入調査等を通じて 自動車のリコールにつながる情報の収集をしています

リコールとは、同一の型式で一定範囲の自動車等又はタイヤ、チャイルドシートについて、道路運送車両の保安基準に適合していない又は適合しなくなるおそれがある状態で、その原因が設計又は製作過程にあると認められるときに、自動車メーカー等が、保安基準に適合させるために必要な改善措置を行うことをいいます。

我々は、その改善措置の内容が適切かどうか審査し、不適切な場合には、自動車メーカー等に改善措置の見直しを求めます。



「自動車不具合情報ホットライン」の設置



国土交通省では、迅速なリコールの実施、リコール隠し等の 不正行為の防止のため、「自動車不具合情報ホットライン」を設置しています。

国土交通省では、販売前の自動車に対する審査を実施しています



販売前の自動車(特に、大量生産される自動車)についてその代表車を用いて、安全基準・環境基準に適合しているかをどうかを<u>独立</u> 行政法人自動車技術総合機構交通安全環境研究所において審査しています。

この審査によって、一台毎の自動車の検査を行うことを省略することができ、社会的なコストの観点から見て非常に効率的なシステムといえます。

なお、原動機付自転車、検査対象外軽二輪自動車及び小型特殊自動車の審査は、地方運輸局において実施しています。





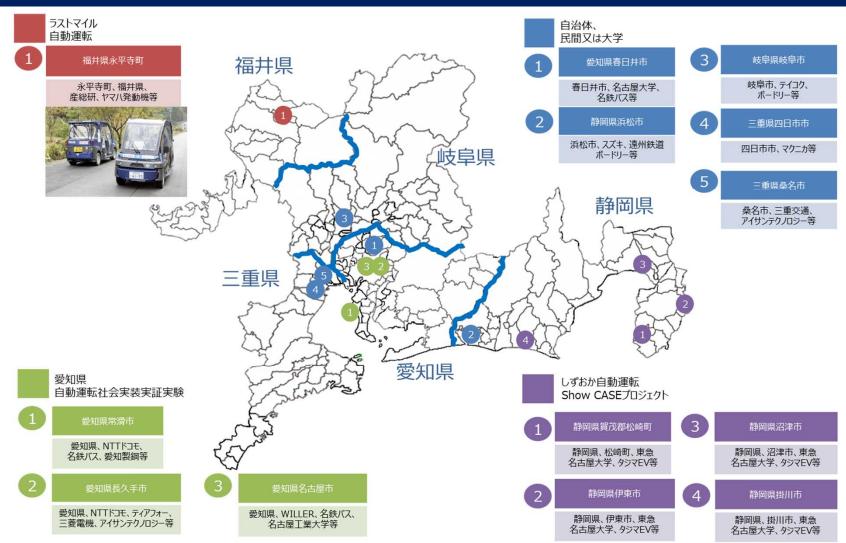


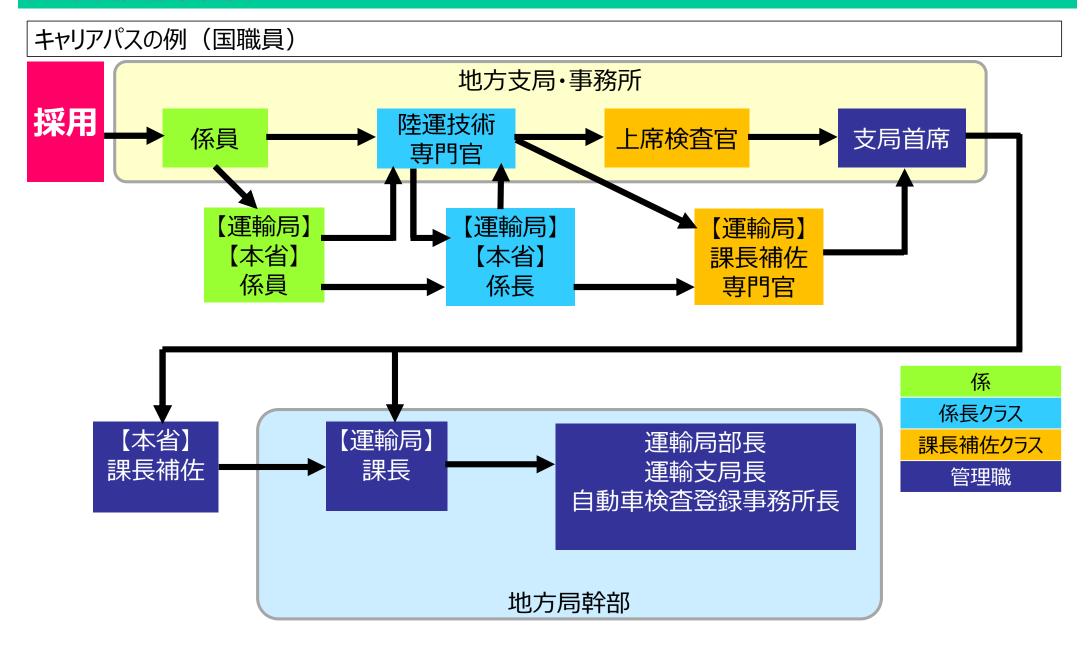
排出ガス試験

各地で実施されている自動運転実証実験の社会実装を目指し、 技術的な面でのサポートをしています

自動運転の実用化に向け、各地で実証実験が実施されているところですが、技術的な課題に対する助言・必要な手続きに関するサポート・課題の集約等、関係機関と連携して安全かつ円滑に実証実験ができるよう実施主体に対する積極的な支援をしています。

中部運輸局管内で実施されている自動運転実証実験の実績等





※その他、独立行政法人自動車技術総合機構(検査部・本部・交通安全環境研究所)、 独立行政法人自動車事故対策機構、軽自動車検査協会等の機関に出向することが あります。